

東由利村報

No. 25 32.8.5

発行所 秋田県東由利村役場

印刷所 株式会社本間印刷所

お盆は新暦で

さきに公民館でお盆について協議会を開き、今年のお盆は新暦

一ト月おくれ(八月十三日)で行うことにして、次のような申合せを行った。

▼家庭のお盆はできるだけ簡素に行う。

▼初棚の接待は酒を用いず茶菓で、供物は線香、ローソク程度とする。

▼回札は廃止する。

農委の推薦、追加予算を議決

役場位置を23日から変更

第五回村議会臨時会

第五回村議会臨時会は七月二十日役場に招集され、役場位置、支所設置条例の一部改正正予算など八件を原案可決した。主な提出議案は次のとおりである。

▽村事務所位置条例の一部改正

▽支所設置条例の一部改正

石高林道開設工事

総工費百六十五万円

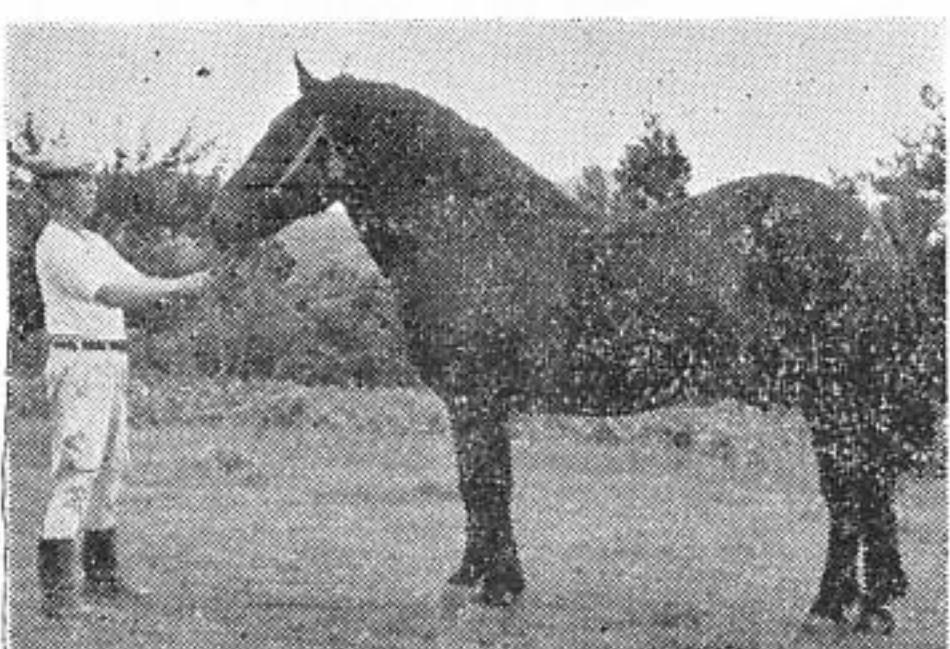
△請負契約締結の同意を求める本年度の事業に計画された石高林道開設工事(延長分)は七月十日行われた入札の結果により佐藤重次郎氏(蔵)と請負契約する。請負金額は百六十五万円

工事個所は深山地内で延長七三五米巾員三米、着工は七月十五日、竣工は十一月末を予定している。

学校施設に重点追加更正予算

▽三十二年度村歳入歳出追加更正予算

追加額一、〇四八、七六五円で予算総額は四二、八一〇、五二五円になった。この度の追加予算の主な歳出は沼林道橋原橋架替工事費五万、玉米小学校特殊学級費一千万、老方小学校理科教育振興設備費一〇万、住吉小学校小屋建築費二〇万、大台分校小屋及び風呂場建築費一〇万玉米小学校構内遊園地施設補助



新種雄馬に

『勝栄号』

勝栄号のメモ

本庁に職員を多く吸収

第五回村議会で条例を一部改正し七月二十三日から役場と支所の位置が変つた。

新庁舎が建築されるまでの漸定として毎年役場と支所の位置が交替されるわけであるが、今まで機会に、内部機構を強力なものにするため本庁に職員を多く

要することなどからまだ実現をみなかつた。今度、地域加入電話の制度ができたのでこれを設置するよう関係筋に陳情する。

電話の設置陳情

▽地域団体加入電話の設置を陳情

大琴部落の電話架設は新村建設事業に計画していたが、地域の関係で多額の工事費や維持費を要することなどからまだ実現をみなかつた。今度、地域加入電話の制度ができたのでこれを設置するよう関係筋に陳情する。

役場機構の充実と能率化

本庁に職員を多く吸収

第五回村議会で条例を一部改正し七月二十三日から役場と支所の位置が変つた。

新庁舎が建築されるまでの漸定として毎年役場と支所の位置が交替されるわけであるが、今まで機会に、内部機構を強力なものにするため本庁に職員を多く

吸収してこれまで二分されていた事務を統一し、充実と能率化をはかるようにした。

したがつて支所職員は減員されたり同支所長に菊地菊太郎、同出納員に菊地貞雄が任命された。

種雄緑山羊検査

本年度定期種雄緑山羊検査が八月十九日次により実施される。

午後一時より三時(支所前)

青年学級費、社会学級費が各一〇万、保健体育視聴覚費四万円

小松栄男氏など五名農委選任委員に選ぶ

▽農業委員会委員の推薦

七月二十日から施行される農業委員会制度の改正法により、議員会が推薦して村長が任命する選任委員(五名以内)に次の五氏が推薦された。

佐藤栄男(館合)、遠藤徳太郎(法内)、畠山忠太郎(老方)、佐藤与吉郎(館合)、孫助(法内)

▽玉米財産区有財産の処分地内の雜木立木約九六七七棚(2)黒淵字六郎沢地内同七四五棚を村に寄附する。

▽玉米財産区有財産の処分

地内の雜木立木約九六七七棚(2)黒淵字六郎沢地内同七四五棚を村に寄附する。

宿地域、共同加入

▽地域団体加入電話の設置を陳情

大琴部落の電話架設は新村建設事業に計画していたが、地域の関係で多額の工事費や維持費を要することなどからまだ実現をみなかつた。今度、地域加入電話の制度ができたのでこれを設置するよう関係筋に陳情する。

戸籍手数料四〇円に

戸籍手数料令が一部改正され八月一日から戸籍手数料三〇円が四〇円に増額された。

【戸籍係】

戸籍手数料令が一部改正され八月一日から戸籍手数料三〇円が四〇円に増額された。

戸籍手数料四〇円に

戸籍手数料令が一部改正され八月一日から戸籍手数料三〇円が四〇円に増額された。

戸籍手数料令が一部改正され八月一日から戸籍手数料三〇円が四〇円に増額された。

戸籍手数料令が一部改正され八月一日から戸籍手数料三〇円が四〇円に増額された。

戸籍手数料令が一部改正され八月一日から戸籍手数料三〇円が四〇円に増額された。

戸籍手数料令が一部改正され八月一日から戸籍手数料三〇円が四〇円に増額された。

戸籍手数料令が一部改正され八月一日から戸籍手数料三〇円が四〇円に増額された。

戸籍手数料令が一部改正され八月一日から戸籍手数料三〇円が四〇円に増額された。

自転車・バイクの車籍登録

20日まで

自転車やモーターバイク等として七月十日から八月二十日まで車籍登録を実施している。これは盗難、紛失等事故が発生した場合、車籍票により郡内全自転車店が警察署に協力して早期発見に努めるもので、自転車やバイク所有者は最寄自転車店より登録カードを受取り役場で所有者住所名と鑑札番号の記入を受け自転車店に提出し、車籍票を取付け車籍カードを受取つて保管しておくものである。

もし八月二十日後に車籍票の附着してない車は発見次第盜難防止上警察署に連絡することになります。自転車店に提出し、車籍票を取付け車籍カードとして交付の際一台について実費十円を支払うことになります。もしくは八月二十日後に車籍票の附着してない車は発見次第盜難防止上警察署に連絡することになります。なお車籍票、カード代として交付の際一台について実費十円を支払うことになります。

戸籍手数料令が一部改正され八月一日から戸籍手数料三〇円が四〇円に増額された。

改正法による新農委発足
会長に阿部直一郎氏再選

四月二十日公布になつた農業委員会制度の改正法が七月二十日から施行された。

改正法のねらいは一市町村に二以上ある委員会の統合と、これ

にともなう委員定数等の規定が主なもので、本年七月十九日に任期が満了する全国大部分の農委は同月十六日一齊に選挙が行われた。

本村では合併と同時にすでに統合され、七月十九日を境に任期がまたがつてるので選挙は行われなかつたが、村長の選任する委員は改正法が適用されるの

農業団体の 推薦による農委

農業団体の

農業団体が推薦して村長が選任する委員は次のとおりである。
、公徳太郎（佐方農協）

阿部直一郎（中央農協）
小野昭一（下郷農協）
畠山誠一郎（玉米農協）
高橋重助（村農業共済）

(出)(水) まずは最少限の被害

ひでり続きて水不足の悩みが
いよいよ深刻になろうとした
矢先七月七日夜來の慈雨変じ
て意外の豪雨となり八日午後
二時まで降り続いた雨量は本
村で百六十ミリを記録し、石
沢川は最高三メートルまで増

【写真】水の氾濫で時ならぬダムの町?を現出した蔵地区(岩館坂より望む)

(出)(水) まずは最少限の被害

本邦では八月五日から引揚者および引揚者遺族の、引揚者給付金等支給法による請求の受付を始めることになった。

改正法では委員会で従来の事務
ことになつた所掌事務
引揚者給付
八月五

引揚者給付金の請求

する振
同上、農
か、こ
啓蒙 話問答
ん農村 な仕事
になつ
長など

【写真】息を吸つて止めてはいバチリ……

(注) 詳しく知りたい方、また調査もれになる人もあると思うので外地から引揚げられた方は一応係に問い合わせ下さい。

【厚生係】

農事試験場で參觀デー

秋田農事試験場では恒例の「參觀デー」を次によつて開設することになり、農家の方々の来場を望んでいる。

▽期日 八月十八日(土)・二十九日(日)

▽内容 ①試験ほ場の案内②試験成績の展示③農機具実演会

請求できる資格は在留期間や引揚の時期等によつて生じ、支給金額も年令により異なつてゐる。引揚者給付金を受ける権利の認定は受けようとする者の請求に基いて厚生大臣が行うもので、本村では請求の受付に先だち有資格者を調査して該当者に通知し役場に出頭していたところになつてゐる。

日から受付

の他に、農業、農村に関する振興計画の樹立、実施、推進、農業経営の合理化、生産の向上、生活の改善などをを行うほか、これらについての調査研究、啓蒙宣伝、意見の公表建議、諮詢答申など農業関係はもちろん農民の生活にまで及ぶ広汎な仕事を行うことができることになった。もつともこれらは村長など

レントゲン撮影が七月十六日から現玉米支所で、二十二日から役場で実施された。三十五

十月二十七日被免職

七月二十一日社会部

十七日玉米支所で開催され、会長等の選挙が行われた。会長には阿部直一郎氏が満場一致で推薦され、つゝいて県農業會議議員（一号議員）は会長兼任の可否について投票が行われ結果は多数で会長が兼任することに決った。会長職務代理は、七月十七日以降前会長と職務代理が空席になつたので菅原鶴三郎氏が就任していたが、引続き就任することになった。

なお改正法で有資格者があつた場合は事務局に農地主事を置くことになつたので、遠藤正・中津川俊雄両名を委員会で任命し知事の承認を受けることになつた。